

質 疑 応 答 書 1

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
2		契約締結期限の記載がございましたが、こちらは必須でしょうか。 契約内容確定後、社内決済・製本・押印・発送等お時間を頂戴することとなりますが契約締結日をご指定内にて締結すれば問題ございませんでしょうか。	入札説明書に記載のとおりです。なお、契約書用紙は本市が交付します。
3		自家発補給電力のご契約のある施設はございますでしょうか。	ありません。
4		第6条（権利義務の譲渡等） 下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 受注者は、この契約によって生じる権利、または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。但し、発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。 この後に⇒ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。	条文の追加・変更はできません。契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
5		第9条（使用電力量の計量及び検査） 計量日に関する記載がございますが、計量日は現在の計量日をそのまま引き次みますので下記文言に修正をお願いできますか。 ⇒計量日は、発注者と受注者とが協議の上各月ごとに定めるものとし⇒『計量は毎月1日午前0:00とし』・・・計量日が1日の場合	条文の追加・変更はできません。契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
6		月々のお支払いは、お振込でしょうか口座振替でのご対応でしょうか。	振込みです。
7		第18条（その他） 定めのない事項に付き協議を行う際に『受注者の電力需給約款参照の上』を追記いただけますか。	条文の追加・変更はできません。契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
8		<p>第9条（使用電力量の計量及び検査）第11条（電気料金の支払及び遅延利息）記載では「検査終了後、請求」となっておりますが、実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。</p> <p>文面： 計量⇒検査⇒請求 実情： 計量⇒請求・内訳送付</p> <p>特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。</p> <p>また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。と同時にこの流れについては予めご承知おきいただきたく存じます。</p>	<p>契約書第9条及び第11条に記載のとおりです。なお、本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項については、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。</p>
9		<p>第〇条（違約金・・・）</p> <p>発注者の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項を追加をお願いできますでしょうか。</p> <p>『発注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、発注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じた額に、第2条に定める基本料金を加算した額の10分の1に相当する額を違約金として受注者の指定する期間内に支払わなければならない。』</p>	<p>条文の追加・変更はできません。契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。</p>
10		<p>弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。お客様にはWEB上の『お客様ページ』にて請求書を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。</p> <p>また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただいております、毎月の受電月報（30分データ）の提供は、WEBからのダウンロードにて可能ですのでよろしく申し上げます。</p>	<p>問題ありません。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
11		計量日は毎月1日でしょうか。	仕様書「2仕様（6）検針日」記載のとおり、検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとします。
12		契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	船越ポンプ場は本回答時点において、受変電設備の更新工事中で、令和6年12月頃竣工予定です。既設の屋内電気室にある受変電設備の位置に更新後の受変電設備を設置するため、今年度中に仮設受電盤を屋外に設置予定です。なお、更新後は既設3相トランス300kVAが200kVAに、既設単相トランス30kVAが20kVAになります。
13		SW切替の際必要となりますので、現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	全て中国電力株式会社です。
14		<p>燃料費調整額の取り扱いについて、現行、入札における最大の懸念点となっております。昨今の電力業界では、短い期間で料金等の見直しが行われており、ご契約期間中のいつのタイミングで見直しすると発表されるかわからない状況にあります。</p> <p>一部の旧一般電気事業者において燃料費調整額の取り扱いについてプレスリリースされておりますものの具体的な内容についてはわからないのが現状です。</p> <p>弊社はご契約期間中に基本料金単価・従量料金単価の見直し協議依頼は想定しておりません。ですが、弊社で入札時に提示する、料金メニュー単価を算定する仕組みの中には、燃料費調整額の算定諸元も考慮されているため、入札金額算定後に燃料費調整額の算定諸元まで見直しをされると、結果、需要家様にとって値上げになるもの、値下げにつながるものと混乱を招くこととなります。</p> <p>弊社の方針といたしましては、燃料費等調整額は現行の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきたく、貴市様式の契約書に追記や別添の覚書等によるご対応をお願いしたい所存でございます。</p> <p>※入札単価の算出方法の仕組みには燃料費等調整額の推移なども加味されています。</p> <p>※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、入札書作成時期の燃料費調整額（単価）を固定するお願いではありません。</p>	<p>条文の追加・変更はできません。契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 2

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		入札書と内訳書につきまして、割印、ホツチキス留めなど、指定はありますか。	入札説明書に記載するもののほか、指定はありません。
2		入札書郵送提出時の外封筒として、簡易書留と同等の取り扱いとなる「レターパックプラス」(追跡、対面での配達可)を用いて送付することは可能でしょうか。	入札説明書9(4)イに記載のとおり、郵便により提出する場合は、配達証明付書留郵便に限ります。
3		弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替、クレジットカード払いのみとなり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
4		弊社では計量日以外での送電(開始)切替が対応できかねます。送電開始日は計量日と同日でしょうか。供給地点の計量日をご教示いただけますでしょうか。	現行の契約における計量日は新宇品ポンプ場を除き、毎月1日です。
5		仮に弊社が落札者となった場合、契約書の内容について落札後に協議いただくことは可能でしょうか。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
6		電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。また、電気料金のご請求は需要場所単位の一通の請求書で良いが、電気料金の支払(振込)を複数の事業者から行われるということがありますでしょうか。	需要場所に会計主体の異なるテナント等はありません。また、電気料金の支払(振込)が複数の担当部署等から行われることはありません。
7		入札対象施設の現供給者を教えてください。最終保障契約の場合その旨もお知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご承いただけますか。(切替時に必要となります。)	現供給者は全て中国電力株式会社です。最終保障契約はありません。別途必要書類の提出については、協議によります。
8		弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、独自の算定方法に基づき、燃料費等調整を実施することはできません。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
9		燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、契約書第18条第1項に基づき、燃料費等調整を行わない旨の協議を行うことも可能です。
10		基本料金、従量料金の端数処理に指定はありますか。	入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに記載のとおりです。
11		弊社は郵便で入札書を提出し立ち合いは出来かねます。2回目以降の入札を辞退する場合の辞退方法を教えてください。	2回目以降の入札を辞退する場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3回目の入札書の提出は不要です。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 3

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書 9 (11)	<p>燃料費等調整額について記載いただいておりますが、当社では落札した場合、電気料金請求時の燃料費調整額および離島ユニバーサルサービス調整額の算出方法は当該地域を所轄する小売電気事業者と同様ですが、市場価格調整額については調整を行っておりません。よって燃料費等調整額には含みませんがご了承いただけますでしょうか。</p> <p>なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気価格激変緩和対策事業による値引き、については、当該地域を所轄する小売電気事業者と同様に適用いたします。</p> <p>(入札金額に燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額、市場価格調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気価格激変緩和対策事業による値引き、を含まない旨、承知しております。)</p>	<p>契約書第10条第3項に記載のとおり、燃料費等調整を行う場合は、本市を管轄するみなし小売電気事業者が定める燃料費等調整額に準じて変動させることができるとしているため、燃料費等調整を行う場合は、他の燃料費調整額と同様に、市場価格調整額も燃料費等調整額に含めて請求時の電気料金を算定してください。</p>
2	入札説明割 9 (4)	<p>入札回数に相応する3通の入札書及び入札付属書を送付予定ですが、2回目・3回目入札を辞退する場合は、入札金額を記載する欄に「辞退」と記載して提出してよろしいでしょうか。</p>	<p>2回目以降の入札を辞退する場合は、2回目入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3回目入札書の提出は不要です。</p>
3	契約書 (案)	<p>契約書 (案) をご提示いただいておりますが、あくまで現段階での案であるかと存じますので、落札した場合には、内容に関し追記・修正等、協議いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。</p>
4		<p>現在の電力供給者を教えてください。</p>	<p>全て中国電力株式会社です。</p>

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 4

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書10	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	入札説明書11 その他(3) 契約書(案) 第18条	入札説明書11その他(3)に契約手続における交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書(案)第18条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	入札方法等の契約手続に関しては協議不可ですが、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
3	入札説明書9 (3)	郵送で、1回目のみ入札に参加する場合、2回目の入札書に「辞退」と明記した入札書の提出が必要ですか。	2回目以降の入札を辞退する場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3回目の入札書の提出は不要です。
4	入札附属書	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ① 基本料金(1)欄は、力率割引(仕様書記載の標準力率100%)を適用した積算後の金額を記載する。 ② 各月の基本料金と電力量料金の小計(1)(2)においては、小数点以下第2位まで保持(小数点以下第3位を四捨五入)し、円未満の端数処理は行わない。	①基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。 ②入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに記載しているとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入してください。
5	契約書(案)	契約書に以下の文言を追加させていただきますか。 乙(供給者)は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲(入札実施機関)へ通知のうえ、変更後の電気契約要綱・標準料金表に基づき、契約金額の変更することができる。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。なお、契約金額の改定は、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。
6	入札説明書4 (4)	入札に参加する者に必要な資格として、入札説明書4(4)に「入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと」と定められていますが、仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となった場合は、当該入札の扱いはどうなりますか(成立しますか)。	落札決定後、契約の締結までの間に指名停止の措置を受けたことをもって、当該落札決定の取消しは行いません。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 5

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書9 入札の方法 (11)燃料調整 費等	弊社は現在、貴市の複数施設にて、燃料費調 整額が発生しない(請求を行わない)料金精 度での契約を行っています。 本件入札においても、同様の料金制度での契 約締結は可能でしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約 書第10条第3項に記載のとおりであり、 契約締結後、契約書第18条第1項に基づ き、燃料費等調整を行わない旨の協議を行 うことも可能です。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。